

令和6年度 第1回丸亀市環境審議会 議事概要

日時：令和7年2月20日（木）
10：00～12：00

場所：丸亀市市民活動交流センター
マルタス 2階 ROOM4

出席：委員12名、（欠席2名）
事務局7名

■次第

- 1 開会
- 2 議事

- (1) 2024年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」について
- (2) 再生可能エネルギー施設の適正な設置について
- (3) その他

■資料

- 資料1 2024年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」（案）
資料2 再エネ施設の適正な設置

■議事概要

- 1 開会
・金森会長挨拶

- 2 議事
(1) 2024年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」について
(2) 再生可能エネルギー施設の適正な設置について
(3) その他

(1) 2024年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」について

<事務局>

- ・(1)について、資料1 2024年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」を用いて説明

<会 長>

・丸亀市環境白書「まるがめの環境」は環境基本計画に基づく中間報告のようなものです。今回は「(2) 再生可能エネルギー施設の適正な設置について」が有るので、時間の配分を考慮して下さい。

【説 明】（事務局：(1) 2024年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」について）

【質 疑】

<金森会長>

・P28、29 基準年度における、温室効果ガス排出量実績は、丸亀市全体の詳細な数値が出ているが、どの様に算出しているのか。

・P30 のK P I とは何か。

<事務局>

・P28、29 の数値の根拠は、丸亀市全体の様々な活動から出てくるCO₂ の積み上げの数値ではなく、日本全体のCO₂ の中から、都道府県の数字を出し、そこから按分して各市町の数字を算出している。市域の温室効果ガス排出量の積み上げではない。

・P30、K P I とは数値目標である。

<小野委員>

・P1 の気温と降水量の平年値について、WMO（世界気象機関）は、西暦の1で始まる年から最後がゼロの年の30年間の平均値を出しているが、どのように出した値か。

<事務局>

・気象庁のデータを用い、過去30年間（1994年～2023年）の平均値を計算している。

<小野委員>

・P38 の金倉川一清清掃の「一清」が誤字ではないか。

<事務局>

・誤字のため、「一斉」に訂正する。

<福家委員>

・P31、K P I と、基本計画について、②家庭での省エネ行動の強化の表で、K P I は720、基本計画目標値は4,000と乖離している理由は。

・Z E Hは「家庭での省エネ行動の強化」とあるが、Z E H以外にも家庭で出来る行動は有るのでは。

・P7 基本目標4 ⑱⑲は同じ問題なので、分ける必要が有るのか。

<事務局>

・基本計画では太陽光や蓄電池等の再エネの補助件数として4,000件という目標値を設定している。Z E Hは太陽光発電設備の設置が前提になっているため、計画の目標値として同様に4,000件を表示しているが、今後分かりやすい表記に修正したい。

・「家庭での省エネ行動の強化」としては様々な取組があるが、市が把握できる数値としてZ E Hの補助件数を設定している。

・カーボンニュートラルの取組には緩和と適応の両輪があると思います。適応の取組として今年度からクーリングシェルターの取組を始めたので、来年(2024)度の報告ではお示しすることができると考えている。

<一色委員>

・P23 一般廃棄物の年間総出量の棒グラフで数量の値が2万トンから始まっており、0から2万トンを省略していることが明示されておらず、ミスリードになるのではないかと。始点をゼロにして、途中省略の波線を入れて、表現すれば良いのではないかと。また、数値も併記してあれば分かりやすいのではないかと。

<事務局>

- ・次年度、表やグラフに関し、より見やすい方法を検討する。

<森安委員>

- ・P28 その他の分野 メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の 2021 年度の数値が全て※-になっているが、来年度以降も同じ表記になるのか。

<事務局>

- ・計算が必要となるので、来年度以降は計算し、記入できるように努める。

<森安委員>

- ・V2HやZEHとかの略語は一般的には分かりにくいと思うので、アルファベットの意味を書いた方が良いのではないかと。

<事務局>

- ・分かりやすい表記の仕方に改善する。

<小野委員>

- ・水質の測定データ、評価について、酸性が進んでいると感じており、生物に対する影響も出ている。このような現状も考え、CODやBODだけではなくpHを水質評価の一環に加えてはどうか。

<事務局>

- ・現在、環境基準は、BOD、CODが指標となっている。

<委員（全員）>

- ・2024年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」を公表することを了承します。

(2) 再生可能エネルギー施設の適正な設置について

<事務局>

- ・今回は審議ではなく本市の再生可能エネルギー施設の現状の報告が主となります。条例制定が必要となる際は、改めて環境審議会で議題といたします。

【説明】(事務局：(2) 再生可能エネルギー施設の適正な設置について)

【質疑】

<矢本副会長>

- ・ため池に太陽光発電設備が設置されることになるということで、いろいろな意見がでてくるとのことだと思ふ。ため池は市の所有以外に個人や団体が所有している場合があるのでは。

<事務局>

- ・太陽光発電設備が設置されるため池は、水を抜いた時に発電設備が壊れてはいけなないので、底地が急な、いわゆる山池では不適當である。ある程度底地がフラットなタイプのため池が候補になる。設置する業者にとっては費用対効果の問題から、2MW以上が採算の取れる規模なので、広さも必要となる。その様な条件を満たすため池は、個人所有ではなく、主に市が所有し、土地改良区や水利組合が管理している、規模の大きい

め池になる。

<矢本副会長>

・設置の話があったときは、最初に市に相談が来るのか。

<事務局>

・ため池の所有者は市だが、管理は土地改良区や水利組合のため、最初の話は土地改良区に行くことが多い。土地改良区と合意形成ができていないと事業が進められないので。

<矢本副会長>

・この条例の話がでてきた背景として、水利組合長だけが承知して、一般の組合員が計画を知らず問題になった。丸亀市でも事業者と土地改良区、水利組合と話が進んでから市に相談が来るということか。

<事務局>

・市に話が来るのは水面の使用許可を申請する段階。申請には、土地改良区・水利組合の同意が必要なので、市に使用許可の申請が来る時点では同意が取れているということになる。

また、ため池を使用する場合、ため池の本来の目的を担保するために、県のため池保全条例に基づき技術的な部分で太陽光の施工方法について大丈夫かどうかの確認を行い、それが使用許可を出す際の添付書類の1つとなっている。

・懸念されているような状況もあるため、「7 今後の対応」でご説明したとおり、①生活環境課に係る部分で太陽光の設置に対する手続きや地元説明を定めた要綱の制定、②ため池を使用する際に、所有者である市にも事前協議を行うこと、③景観への対応の検討を進めているところである。

<篠原委員>

・太陽光発電設備をため池に設置することは、水抜きが制限されるなど、ため池本来の機能が損なわれる可能性が高いのではないかと。機能が制限されることが無い様、条例等で事務局に許可条件として設定して貰いたい。

<事務局>

・「7 今後の対応」についての部分で、3本立てで説明しております。(1)の部分が生活環境課の担当ですが、野立てでもため池への設置でも同様に適用される。全ての設置場所に対して適切な手続きが出来るよう、定めていこうと考えている。

<金森会長>

・2MW以上の規模に関連しますが、機能が損なわれることを制限する為、太陽光発電設備の広さはため池の水面の半分までという様な制限は有りますか。

<事務局>

・ため池の水面の面積に対する割合については定めがない。兵庫県は水面の面積の50%以内という制限を設けている。

<事務局>

・さきほどのご意見、ご質問の中で、ため池本来の機能が損なわれないようにという話があったが、それはおっしゃるとおりである。それを受けて、ため池の構造等への影響について農林水産課は、県土地改良事務所に対し、確認を行っている。

なお、香川県土地改良事務所が行うのは、香川県ため池保全条例に基づき、太陽光発電事業の施工方法が、ため池の構造等へ影響があるのかといった確認のみを行っており、

ため池の機能についての確認は行っていない。

<小野委員>

・香川県のため池の構造が特殊であり、文化財としての側面がある。そういう構造を壊さないようなやり方を考える必要がある。

<金森会長>

・田んぼの減少で、ため池の利用者や管理者が減り、ため池の維持管理に支障が出ている現状もある。管理の為の池干しも費用が無く出来ないこともある。
・災害等の心配もあるので、自然環境の観点も含めた昔からの池の役割に影響が出ない様にして欲しい。

<中野委員>

・実家の前の広い面積の田んぼが全て太陽光発電設備になってしまい、いろいろな弊害が出ているという話もある。ため池に太陽光発電設備を設置するのは慎重に検討しなければならないと思う。

<事務局>

・「6 問題点」でも示していますが、脱炭素の推進と規制をかけることの整合性が問題です。市民の意見や関係各課と調整しながら進めていきたいと思えます。

<森安委員>

・「7 今後の対応」についてですが、今後の予定、要綱の制定時期などはいつになりますか。

<事務局>

・令和7年4月を目途に、県がガイドラインの見直しを検討しているので、その後に手続き等を定めた要綱制定に取り掛かる予定である。

・また、規制を伴う条例制定の場合、複数回、環境審議会で規制に関する根拠等を含めたご審議をいただく必要があり、その後パブリックコメントの実施に1か月、加えて議会での承認が必要となるため、1年前後の期間を要することとなる。

要綱は、パブリックコメントや議会の議決が不要なため、制定までの期間を短縮できることから、その方向で進めている。

<丸岡委員>

・ため池に限らず、太陽光発電設備を設置した場所でどのような問題が起きているのか、出来る限り情報を収集して、それらの情報を十分考慮、検討したうえで条例などを定めて頂きたい。

<木村委員>

・脱炭素と景観・自然・文化財保護のバランスというのは非常に難しい問題。太陽光発電設備を設置する事業者が、地元の土地改良区にどのような経済的な利点があると説明しているか。

<事務局>

・ため池に太陽光を設置する場合、地元の土地改良区等へため池の草刈り等のための維持管理費の負担について合意がされていると聞いている。

<金森会長>

- ・条例や要綱が制定される前の設置申込についてはどの様に対処する考えか。

<事務局>

- ・現在も設置に対し国、県のガイドラインに沿って設置しており、それにより各種法令をクリアして事業を実施している状況です。ただ、手続き上の話、ため池活用について、土地改良区内での周知や市が後で話を知る等の部分で問題が出ているため、その部分を手当てするということです。規制についてはなかなか難しい問題ですので今後検討していきたいというのが現状である。

<金森会長>

- ・事業者としては法令に基づき普通に経済活動を行って、ひいては環境にいいことをやっているという一面もある。なかなか難しい議論になると考える。

<小野委員>

- ・ため池には漁業権が設定されている場合もあるが、その点についてもよく調べる必要がある。

<森安委員>

- ・ため池を活用するような話が来た場合、土地改良区等から市に一報をくださいというような通知はできないのか。

<事務局>

- ・現在、事業者から土地改良区に事業の提案等があった場合、農林水産課に連絡するように伝えている。
加えて、要綱を改正し、事業者から市へ事前協議を行う旨を追記する予定である。

<事務局>

- ・(3) その他 については特に有りません。

3 閉会

- ・閉会の挨拶

以上